

平成29年第4回（定例）高砂市教育委員会 会議録（要旨）

日時

平成29年2月16日午後2時30分

場所

高砂市役所西庁舎4階会議室

出席者

衣笠教育長、藤井委員、山名委員、吉田委員、神尾委員

出席事務局職員

大西教育部長、木村教育推進室長、瀧野学校教育室長  
都筑教育推進室教育総務課長、駒井学校教育室学校教育課長、  
阿部教育推進室生涯学習課長、後藤中央公民館長、伊森学校教育室青少年育成課長、  
福原福祉部子育て支援室長、藤田福祉部子育て支援室主幹、  
石田福祉部子育て支援室主幹、川西福祉部子育て支援室副課長、  
谷井企画総務部未来戦略推進室長、荻野企画総務部総務室人事課長

本日の会議に付した事件

議案

- 1 高砂市教育委員会公印規則の一部を改正する規則（案）について
- 2 平成29年度公民館登録グループの認定について

協議事項

- 1 平成29年高砂市議会3月定例会提出議案に係る意見の聴取について

報告事項

- 1 平成28年度高砂市教育委員会点検・評価報告書について
- 2 高砂市子ども・子育て会議条例の改正について
- 3 高砂市教育委員会事業後援承認一覧について

その他

- 1 3月行事予定について

-----  
議 事 協議事項 1 平成 29 年高砂市議会 3 月定例会提出議案に係る意見の聴取について

- 事務局 (協議事項 1 : 高砂市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明)
- 教育長 制度の改正と法の改正に伴って条例の一部を改正するということですが、何かご質問、ご意見はございますか。
- 委員 A 介護休暇について、6 カ月を 3 回に分けるということで、長期の人は 6 カ月たってしまったら次からはとれないということですか。あるいは、一月あけたらまた 6 カ月つくんですか。
- 事務局 現行、6 カ月間を介護休暇期間ということ、連続して最大 6 カ月とれていた制度なんです、最高 6 カ月間を 3 回に分けてできます。介護をしないといけない状態が続く限りは、その 6 カ月間を 3 回に分けて、2 カ月、2 カ月、2 カ月と、この間の期間はあいていても構わない。介護される方がいらっしゃる限り、それを分割して、想定としては、共働きか何かで、介護する夫婦で 2 カ月ごとに交代したりと長期間、介護休暇をとりやすいようにするための改正となっています。
- 委員 B まとめて 2 カ月が 3 回とれるけど、例えば 1 週間のうちの必ず金曜日だけ介護休暇をとったら金、土、日が休みになるから、それで 6 カ月分とれる。そういうとり方はあるんですか。
- 事務局 休んだ日でカウントするのではなくて、介護休暇がとれる期間が 3 回に分割できて、それを全休しても構わないし、その間を 1 日だけ毎週金曜日だけ休むとかという格好もできるんです
- 委員 C これは無給ですね、6 カ月というのは。
- 事務局 そうです。有給の看護休暇みたいなのは別途、制度としてはありますが、これは、ほんとうに介護を絶対にしなければならない場合に、誰かが必ず面倒を見なければならない時間を、仕事を全休してするための制度です。ただ、全休してしまえば、その間、6 カ月間は全部無給になってしまいますので、人によってはその 6 カ月間のうち半分は出てこようと。週 2 は出てこよう、週 3 は出てこようという働き方はできますので、週 2 で出てきた場合は、週 2 分は、当然、給料は払われますが、それ以外は無給になります。
- 委員 C ちなみに、有給で介護休暇は何日とれるんですか。
- 事務局 短期介護休暇というのがあり、1 年につき 5 日間です。
- 委員 C 年休は 20 日間でしょう。それ以外に介護休暇としてとれるということですか。
- 事務局 そうです。いわゆる特別休暇と呼ばれるものです。
- 委員 C 特別休暇以外に、無給で休んで、退職はしないけど復職できる形としての介

護休暇があるということですね。

○事務局　　そうです。個人の事情で仕事ができない状況ですので、その間、無給で休みを認めるという制度です。今までは、介護される方が1年間ずっと介護が必要な場合でも、最初から6カ月たつと介護休暇はとれなくなって、あとは、休職したり、場合によっては退職しないといけないということになるんですが、介護しないといけない状況が続く限り、最大6カ月というのは変わらないんですが、それを何年かに分けてとることができるように緩和するということです。

○教育長　　よろしいですか。では次の説明をお願いします。

○事務局　　（協議事項1：高砂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明）

○教育長　　これにご意見ございますか。

○委員C　　育児休暇も無給ですか。

○事務局　　そうです。

○委員C　　育児休業補償というのは何ですか。

○事務局　　共済とかのほうから、何割か給与が補填されます。

○委員C　　今、高砂市の非正規、いわゆる正職員じゃない方々の分の補償に関して、保険とか共済とかは、みんな、正職員と同じような形で掛けているんですか。

○事務局　　常勤職員となる者については市町村共済組合、教育委員会であれば公立学校共済とか、そういった共済制度になるんですが、それを掛けています。

短時間の、常勤じゃない職員については、加入しないといけない勤務日数とかはありますが、通常の週4日の短時間勤務職員というのは、いわゆる協会けんぽという社会保険、民間の方が入られる保険に入ることになっていて、共済ではないんです。ただ、社会保険としては、仕組みとしては同じものですから、同じように育児休業なども制度はありますので、入っております。臨時職員の中で日給とか短時間、1週間だけ働くとか、そういう短い方はそもそも社会保険に入る必要はないので、自分で掛けているか、誰かの扶養になって保険を掛けているかということなんです。

○委員C　　1年契約の人は何年勤めても有給休暇は増えないのか。正規と非正規の人の差があるのか。

○事務局　　正規外の職員といわれる者には何種類もあり、常勤の者はほぼ正規職員と同じです。任期付職員で、3年間を限度として正規と全く同じような働き方をしている職員があります。その任期付職員のうち週4日勤務という、短時間勤務の職員があります。任期付短時間職員です。これも任期が3年間ですので、その間は職員と同じような有給の取得がされ、1年目は20日、ないし、短時間勤務なら16日で、それがずっと継続していきます。

○委員C　　有給休暇を1年間に20日とれるとしたら、それを消費しなかったら何年間持

ち越しができるのか。

- 事務局 次の年に20日まで持ち越せます。
- 委員C 最大40日ということですね。
- 事務局 そうです。臨時職員の方は原則1年間の雇用です。短期間の方は有給がないこともありますが、雇用契約を結ぶときに、有給を何日付与するというような規定になっています。原則1年ですから、次の年の1年は別のところで新しい雇用形態ということにはなりませんので、そのときにまた改めて、契約に基づいた有給の付与があります
- 教育長 今回は、非常勤の職員の方も育児休業の取得の要件を緩和しようということですね。
- 事務局 そうですね。今まではなかなか、任期付の方ですので、育児休業をとっている間に任期が終わってしまうならとれなかったのですが、少しでも復帰できる余地があれば育児休業をとれるような法改正に持っていこうということです。
- 教育長 よろしいでしょうか。議題がちょっと交錯しますが、子ども・子育て会議条例の改正についての報告をお願いします。

---

#### 議 事 報告事項2 高砂市子ども・子育て会議条例の改正について

- 事務局 (報告事項2について説明)
- 教育長 ご質問、ご意見等がありますか。
- 委員D 今、若者というのがおおむね40歳未満となっているんですね。なぜ40歳。
- 事務局 若者の定義ですが、青少年という形ではおおむね18歳という定義があるんですが、若者は、子ども・若者育成支援推進法で30歳代という説明がありますので39歳ということで、この条例上はおおむね40歳未満の者という表現に変えて、高校卒業以降、社会人として働いている方も含めて、39歳以下の方の困難を有する方、いわゆるひきこもりとかニートの方々を支援する部分の計画を、今回策定して、子ども・子育ての事業計画の中に組み入れて、総合的な子ども・子育て・若者計画と、一体の総合計画として策定するという形を組むためにこの会議の改正をします。
- 委員C 今まで、若者がなかったときの委員構成から人数が増えることはわかるが、若者を扱うに当たって、ひきこもりとかに対しての対応をしようとするときに、どの人がそういう対応をしていくのか、子育て支援センターがするのか、それとも、専門職的な形か。
- 事務局 こども未来部において、若者支援の部分については、青少年育成課が若者・青少年支援担当という組織になって、そこの部分で、総合的な若者の相談の

窓口を担うような形のイメージになります。ただ、ここで言う子ども・子育ての部分については、従来どおり、子育て支援室の対応ですので、そこにプラスした若者という部分については、青少年育成課がかかわっていくイメージです。

○委員C ニート、ひきこもりに対する対応として、実際、今まではどんな形でやってきていたのかということと、どんな形で、今後、アプローチしていこうとしているのか。

若者の問題に対して見識のある方を新たに入れてのことになると、入ってないでしょう、今はまだ。今度、入れるんですかね。当然、もっと積極的に入れるんでしょうね。

○事務局 4月以降の話にはなってきますが、若者の問題を扱う計画を追加するに当たっては、今までの子ども・子育ての委員さんが全部かかると、全体会でずっとそれを扱うのは難しいし、その見識がない委員さんもいらっしゃいますので、ここは部会という形をとって、大学教授も、子ども・若者育成法に関する見識を持たれた学識経験者の方が部会長をしていただいて、若者の委員さんを足して、あと、その他の方々に若者の就業とかにかかわるような方を分けた形で、子ども・子育て部会の委員さんと若者部会を分けて審議をしていただこうと考えています。

○委員A 学校に行かれる人は、ある程度、実態把握はできると思うが、20代、30代以降ぐらいになったら把握できないですよ。アンケートをやると言っても、どのようにするのか。

○事務局 アンケート以外に聞き取り調査というのを加えていかないといけないと思っています。

○教育長 アンケートだけではなくて、聞き取りも含めて調査をして実態を把握していく中でこういった計画をつくっていくという、29年の策定に向けてという形でした。

○委員B ニートとか、そういう方々はもちろん、育児ノイローゼのお母さんとか、そういう方たちも含まれてくるわけですね、30代ということですよ。そうすると、子育て支援の現場や、保育園やこども園、また、企業、病院など、いろんなところにアンテナを広く立てて、1人でも多くのそういう方を探していただきたいと思いますし、また、そこまで行っていなくても、生活の中でいろんなことで悩んでいらっしゃる方はいっぱいいらっしゃると思う。そういう方たちに対しても、将来、いろんな形でケアしていけるようなものであってほしいと思います。

○教育長 この背景とか趣旨を見ると、子どもで完結するのではなく、若者までしっかりと支援していこうとか、子育てには横のネットワークも大切だということだと思います。ただ、課題も、部会が機能する中では、実態把握についても

大事になりますので、この取り組みの中で計画に入れて、考えていただきたいと思います。

---

議 事 協議事項 1 平成 29 年高砂市議会 3 月定例会提出議案に係る意見の聴取について

- 事務局 (協議事項 1 : 第 9 回平成 28 年度高砂市一般会計補正予算について説明)
- 教育長 28 年度 3 月の補正予算について、質問はありますか。
- 委員 A 工楽邸の 2 期工事が、額が大きいが、この期間内で消化できるのか。
- 事務局 工楽松右衛門旧宅保存整備事業、高砂・堀川周辺地区整備事業の 2 つに関しては、今回補正して、29 年度へ繰り越しを予定しています。これは内閣府の地域創生拠点整備事業という補助金をこのたび市が受けることになり、それが 28 年度の予算で、3 月で補正をして、29 年度に繰り越すという手続をとっています。
- 教育長 ほかにありませんか。
- では、次に 29 年度の当初予算についてお願いします。
- 事務局 (協議事項 1 : 平成 29 年度高砂市一般会計予算について説明)
- 教育長 29 年度の当初予算の説明について何か意見、質問はありますか。
- 委員 D 中学校施設建設事業の給食センターについて、輸送トラックで荷受け室まで運んで、あと、各階へはどういう形で運ぶのか。
- それと、スクールソーシャルワーカーの活動事業で、まず 3 校ということですが、その 3 校はどのような形で選ぶのか。
- 事務局 まず、配膳室の関係ですが、基本的には、各学校に、小学校と同じようなリフトを設置する考え方です。まず、荷受け室で給食を受け、それを各階に上げて、各階の配膳室で給食の時間に当番がとりに来るという運用を考えています。
- 委員 D 異物混入とかを防ぐために補助員がつくとかつかないとかいう人的な配置は今は検討していないのか。
- 事務局 既に中学校で実施している明石市はリフトは設置していません。全て生徒が 1 階までとりに行くということで、非常に生徒の安全、階段を上るときとかに関して、要所要所に人を配置し、先生のご負担になっておりますが、指導をされています。ただ、こちらは配膳室にリフトも設置して、経費もかけ、できるだけ給食時間の短縮とか、学校教育に支障が出ないような形で給食を考えています。人的な配置というのはどこまで学校側から要望があるか聞いた中で、今後、検討してまいりたい。
- 事務局 スクールソーシャルワーカーについて、福祉の問題の課題解決ということですので、児童虐待とか子供の貧困、それから、家庭の要因から来る不登校と

かいうところに働きかけをする関係上、いろいろなデータを総合的に判断して、3校を決定していこうと考えています。

- 委員A 文化財保存整備事業のふるさと文化財について、件数を増やす方法は何かあるのかどうか。それから、指定文化財整備のお金が要るのかどうか。
- 事務局 ふるさと文化財ですが、ホームページ等でも公開していますし、例えば文化財の窓口にご相談があったときに、そういう制度を紹介しています。登録して、その整備に対して、例えば補助金を出すとかいう制度はありません。ただ、ふるさと文化財として登録されると、そういう物があるところは解説板をつくって、広く地元の方にも周知する形をとることを考えています。
- 教育長 よろしいですか。議案に戻ります。

---

議 事 議案第1号 高砂市教育委員会公印規則の一部を改正する規則（案）について

- 事務局 (議案第1号について説明)
- 教育長 質問はありますか。
- 委員A 教育長が一月、二月、体調が悪くて休んでしまうといった場合は部長が決裁して、公印は教育長職務代理人印を押すのか。
- 事務局 今の制度ですと、まず、職務代理人を教育長が指名しているので、教育長に事故があったとき、欠けるときには職務代理人がその職務を代理します。ただ、教育長の職務代理となると、教育委員会の運営と、教育委員会事務局のトップとしての仕事と両方あります。ただ、非常勤の教育委員がその両方ともを行うのはなかなか難しいので、まず、教育委員会を運営する教育長の代理として職務代理人、実際の仕事は部長など教育委員会の職員がその実務を行っていく制度に今現在はなっています。
- 以前は、教育委員会は委員長が中心になって運営していて、教育委員会事務局の長としての教育長の代行ということで、教育部長等が担っていましたが、教育長が特別職になり、教育委員会を代表する委員長の機能もそのまま持ったので、職務代理人の印、教育長にかわる教育委員会のトップとしての印をつくらうとするものです。
- 教育長 よろしいですか。
- では、この議案については原案どおり可決とします。

---

議 事 議案第2号 平成29年度公民館登録グループの認定について

- 事務局 (議案第2号について説明)
- 教育長 質問、意見はありますか。
- 委員C 公民館使用料は、登録を申請したらどうなるのか。

- 事務局 50%減免で半額になります。
- 委員A 使用は半日単位ですか。
- 事務局 その時間内に使用していただくということで。時間は大体2時間前後の活動でされています。
- 委員C 申請グループが登録されている時間帯の利用率はほぼ100%使われているか。
- 事務局 時間ぴったりではないですが、その時間帯で1時間とかで活動はされています。
- 委員C 仮押さえしているだけで、月の半分ぐらいしか使っていないとかないか。
- 事務局 登録グループは年度当初に何曜日の午前、午後とかで申請はしますが、それぞれの申請は2カ月前で、申し込みをするときに実際に使う日を予約しますので、都合によって変更する場合はその予約のときに変更するので、実際に使われないということはないです。
- 教育長 では、29年の公民館登録グループの認定については承認します。
- 

議 事 報告事項1 平成28年度高砂市教育委員会点検・評価報告書について

- 事務局 (報告事項1について説明)
- 教育長 ちょっと量が多いので、お気づきの点があれば総務課長に連絡いただければと思いますが、今何かご意見ありますか。なければ次に行きます。
- 

議 事 報告事項3 高砂市教育委員会事業後援承認一覧について

- 事務局 (報告事項3について説明)
- 教育長 意見、質問はありますか。
- 委員B 保護者というのは、教育委員会後援と書いてあると、それは子どもたちにこういうものを見せたほうがいいですよと、推薦しているような意識を持ちます。ですから、教育的な価値があるものとして後援しているという捉え方を保護者はするので、その辺も少し意識して選択していただきたい。
- 教育長 教育的な価値とか、後援したことによって市民に与える影響みたいなものを考えて、これからは承認していくということは考えていきたいと思います。
- 委員A 承認の基準みたいなのを示してほしい。
- 事務局 一回それは精査させていただきたいと考えています。
- 

議 事 その他 3月行事予定について

- 事務局 (その他について説明)
- 教育長 よろしいでしょうか。



その他、何かありますか。なければ閉会します。

---

平成29年2月16日 午後6時02分 教育長会議の閉会を宣告

---